

Actus Newsletter

令和 6 年度 税制改正(速報)



12 月 14 日に「令和 6 年度税制改正大綱」が公表されました。今回の改正では、デフレ脱却を最優先課題と位置付け、物価上昇を上回る賃金の上昇を実現するために、所得税・住民税の定額減税や賃上げ減税の拡充等が行われることになります。また戦略分野への投資促進やイノベーション活性化による生産性向上を後押しするなどの経済成長の牽引に資する税制も整備されます。（増税  減税 

■ 法人課税

法人課税では、賃上げ減税の拡充や、戦略分野への投資減税創設などを通じて、企業の内部留保活用と賃金引上げを促す施策が強化されます。

項目	内容	適用期日等
賃上げ促進税制 【見直し】  ※最終ページに賃上げ促進税制を一覧表にまとめています	○賃上げの促進に係る税制の改組の概要 1. 大企業(資本金 1 億円超、常時使用従業員数 2,000 人超) ①給与支給額が前年比 3%以上増加している場合、控除率 10% ②4%以上増加している場合、控除率を 5%上乗せ(控除率 15%) ③5%以上増加している場合、控除率を 10%上乗せ(控除率 20%) ④7%以上増加している場合、控除率を 15%上乗せ(控除率 25%) ⑤控除率加算の教育訓練費の要件緩和と新たな加算条件 ⑥最大控除率は <u>35%</u> ※マルチステークホルダー方針を公表しなければならない企業の範囲に従業員数 2,000 人超の企業を追加 2. 中堅企業(資本金 1 億円超、常時使用従業員数 2,000 人以下 ※) (新設) ※グループ全体で 1 万人を超える場合は大企業に分類 ①給与支給額が前年比 3%以上増加している場合、控除率 10% ②4%以上増加している場合、控除率を 15%上乗せ(控除率 25%) ③控除率加算の教育訓練費の要件緩和と新たな加算条件 ④最大控除率は <u>35%</u> 3. 中小企業 ①控除率は現行制度 ②控除率加算の教育訓練費の要件緩和と新たな加算条件 ③最大控除率は <u>45%</u> ④ <u>控除しきれない額を 5 年間繰り越せる繰越控除を新設</u>	令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度(3 年間)
戦略分野国内生産促進税制 【創設】 	○産業競争力強化法の「事業適応計画」に基づく設備等を取得して、事業の用に供した場合の税額控除 【適用法人】 次の全ての要件を満たす法人 ①青色申告法人であること ②産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けること ③産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得等をし、国内事業の用に供する 【対象資産】 産業競争力基盤強化商品生産用資産	産業競争力強化法の事業適応計画の認定の日以後 10 年以内の日を含む各事業年度

	【税額控除】 税額控除：いずれか小さい金額 ①産業競争力基盤強化商品の対象期間において販売数量に応じた金額 ②産業競争力基盤強化商品生産用資産（仮称）の取得価額を基礎にした金額 控除限度：DX 投資促進税制、カーボンニュートラル促進税制の税額控除額と合計で法人税額×40%（半導体生産用資産は20%）を限度） ※控除限度を超えた部分は、4年間（半導体生産用資産は3年間の繰越ができる） 【産業競争力基盤強化商品（仮称）とは】 半導体、電気自動車等、鉄鋼、基礎科学品、航空機燃料など総事業費が大きく、特に生産段階のコストが高いものなどが対象	
イノベーション ボックス税制 【創設】 	○イノベーションを創出する民間による無形資産投資を後押しするため、税制上の支援策としてイノベーションボックス税制が創設 【損金算入】 特許権譲渡等を行った場合に、その事業から発生する一定の所得金額の30%相当額を損金算入	令和7年4月1日～令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度（7年間）
外形標準課税における対象法人 【見直し】 	○会計上の資本金から資本剰余金への項目振替の減資で外形標準課税の対象から外れる問題への対応策としての見直し 【対象法人の拡大】 現行基準に加え、追加基準が加わる 減資対応： <u>前事業年度※に外形標準課税の対象であり、当事業年度に減資し、資本金1億円以下で資本金と資本剰余金の合計が10億円超の法人を新たに対象に</u> ※公布日を含む事業年度の前事業年度をいう （公布日前日に資本金1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に修了する事業年度） 例：仮に公布日が令和6年3月31日の3月決算法人であった場合 ▶ 令和4年4月1日～令和5年3月31日 公布日の前日（令和6年3月30日）までに資本金1億円以下になっていた場合 ▶ 令和5年4月1日～令和6年3月31日 （公布日（令和6年3月31日）以後最初に修了する事業年度） 100%子法人等への対応： <u>資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える親法人の100%子法人で資本金1億円以下、資本金と資本剰余金の合計が2億円超の法人も対象に</u>	減資対応： 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用 100%子法人等への対応： 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用

	※激変緩和措置： 新たに外形標準課税の対象となる子法人等について軽減措置 初年度：従来の方式との増差税額の3分の2を控除 次年度：従来の方式との増差税額の3分の1を控除	
主要規定の延長措置	○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度（一定の法人のうち、常時使用する従業員数が300人を超える社を除外） ○中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻還付の不適用措置 ○海外投資等損失準備金制度 ○国家戦略特別区域、国家戦略総合特別区域における機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 ○交際費等の損金不算入制度 交際費等から除外される1人あたり5,000円以下飲食費について、金額要件を10,000円以下に引き上げ	令和8年3月31日まで2年延長 令和9年3月31日まで3年延長

■ 個人所得課税

所得課税では所得税・住民税の定額減税、住宅減税関係を含む子育て世帯への支持拡充になります。

項目	内容	適用期日等
所得税・個人住民税の定額減税 	○賃金上昇が物価高に追い付いていない負担を緩和する一時措置 【対象者】 令和6年分の所得税の合計所得金額が1805万円以下（給与収入の場合には2000万円以下）である納税者 ※高額所得者（給与所得者で年収2,000万円超）は除外 【定額減税額】 所得税：本人3万円 + （同一生計配偶者+扶養親族）数×3万円 住民税：本人1万円 + （控除対象配偶者+扶養親族）数×1万円 【実施時期】 令和6年6月以降、源泉徴収や予定納税から順次減税 【減税の実施方法】 ①給与所得者 所得税：6月以後最初に支払いを受ける給与等の源泉徴収税額から減税額を控除 住民税：令和6年6月分は特別徴収なし、7月以降に控除額を令和7年5月までの11ヶ月に渡って均等に減税額を控除 ②事業所得者等 所得税：令和6年分の所得税の第1期の予定納税額から本人分控除、確定申告で精算 住民税：令和6年度分の住民税の第1期の納税額から控除	令和6年

	③公的年金受給者 所得税：令和 6 年 6 月以後最初に支払いを受ける公的年金等の源泉徴収税額から減税額を控除 住民税：令和 6 年 10 月以後最初に支払いを受ける公的年金等の特別徴収税額から減税額を控除																					
ストックオプション税制 【要件緩和】 	○権利行使時に経済的利益が非課税となる税制適格ストックオプションの要件緩和 【要件緩和の目的】 スタートアップの資金調達環境を改善 株式の管理コスト負担を軽減 人材確保を容易にし、成長を後押し 【要件緩和の内容】 ①株式の保管委託要件の緩和 IPO に限らず、企業買収時にも機動的に対応できるように証券会社への株式の保管委託が不要となり、ストックオプション発行会社自身が株式管理する場合でも適用可となる ②年間権利行使価額の上限引上げ <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>非上場</th><th>上場</th></tr><tr><td colspan="2">設立5年未満</td><td colspan="2">2,400万円</td></tr><tr><td rowspan="2">設立5年以上 20年未満</td><td>上場後5年未満</td><td colspan="2">3,600万円</td></tr><tr><td>上場後5年以上</td><td>-</td><td>1,200万円</td></tr><tr><td colspan="2">設立20年以上</td><td colspan="2">1,200万円</td></tr></table> ③社外高度人材に係る要件の緩和 実務経験年数の短縮など	項目		非上場	上場	設立5年未満		2,400万円		設立5年以上 20年未満	上場後5年未満	3,600万円		上場後5年以上	-	1,200万円	設立20年以上		1,200万円		大綱では適用期日等の具体的な明記なし	
項目		非上場	上場																			
設立5年未満		2,400万円																				
設立5年以上 20年未満	上場後5年未満	3,600万円																				
	上場後5年以上	-	1,200万円																			
設立20年以上		1,200万円																				
住宅ローン控除等（子育て支援策として1年限定） 	○子育て世帯に支援策とし令和 6 年度のみの暫定措置 【住宅ローン控除】 ①子育て特例対象個人が認定住宅等の取得等をして令和 6 年中に入居した場合の借入限度額を 500 万円上乗せ（ZEH 等の省エネ住宅は 1,000 万円上乗せ） <table><tr><th>住宅種類</th><th>入居年</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>控除期間</th><th>控除率</th></tr><tr><td>認定住宅</td><td>令和6年</td><td>4,500万円</td><td>5,000万円</td><td rowspan="3">13年</td><td rowspan="3">0.70%</td></tr><tr><td>ZEH水準省エネ住宅</td><td>令和6年</td><td>3,500万円</td><td>4,500万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>令和6年</td><td>3,000万円</td><td>4,000万円</td></tr></table> ②住宅面積要件の緩和を 1 年延長 【既存住宅等の耐震改修等をした場合の特例措置】 子育て特例対象個人が、一定の子育て対応改修工事をした場合、その工事に係る標準的な工事費用相当額（250 万円を限度）の 10% をその年分の所得税額から控除 ※子育て特例対象個人とは ・年齢 40 歳未満で配偶者を有する者	住宅種類	入居年	改正前	改正後	控除期間	控除率	認定住宅	令和6年	4,500万円	5,000万円	13年	0.70%	ZEH水準省エネ住宅	令和6年	3,500万円	4,500万円	省エネ基準適合住宅	令和6年	3,000万円	4,000万円	令和 6 年
住宅種類	入居年	改正前	改正後	控除期間	控除率																	
認定住宅	令和6年	4,500万円	5,000万円	13年	0.70%																	
ZEH水準省エネ住宅	令和6年	3,500万円	4,500万円																			
省エネ基準適合住宅	令和6年	3,000万円	4,000万円																			

	・年齢 40 歳以上で年齢 40 歳未満の配偶者を有する者又は年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者	
主要規定の延長措置等	○居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 ○特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除 ○認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 ○既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除	令和 7 年 12 月 31 日まで 2 年延長

■ 資産課税

項目	内容	適用期日等
主要規定の延長措置等	○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長 ○事業承継税制における特例承継計画等の提出期限の延長	令和 8 年 12 月 31 日まで 3 年延長 令和 8 年 3 月 31 日まで延長

■ 消費課税

項目	内容	適用期日等
国外事業者に係る消費税の課税の適正化	○プラットフォーム課税の導入 特定プラットフォーム事業者を介して行われる国外事業者の消費者向け電気通信利用役務の提供は、その取引金額が 50 億円を超える場合、そのプラットフォーム事業者が行ったものとみなす ○事業者免税点制度の特例、簡易課税制度等の見直し 国外事業者による事業者免税点制度や簡易課税制度の租税回避を防止するため、制度の適用要件を厳格化 ○インボイス制度見直し ①帳簿のみ保存で仕入税額控除が認められる自販機特例について、帳簿への住所等の記載を不要とする ②仕入税額控除の経過措置は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れが 10 億円超の部分は対象外となる	令和 7 年 4 月 1 日以後に行われる電気通信利用役務の提供より 令和 5 年 10 月 1 日まで遡り不要 令和 6 年 10 月 1 日以後開始課税期間

■ 納税環境整備その他

項目	内容	適用期日等
その他	○e-Tax の利便性向上 G ビズ ID を連携 処分通知の電子交付を拡充 ○重加算税制度の整備 隠蔽に基づく更正請求に重加算税 ○第二次納税義務の整備 法人の不正申告で未納がある場合、役員の個人責任を追及	



ア ク タ ス 税 理 士 法 人
アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】 <https://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 info@actus.co.jp

【赤坂事務所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号

【立川事務所】 東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル5F

【大阪事務所】 大阪市西区江戸堀1-5-16 JMFビル肥後橋01 9F

【長野事務所】 長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル2F

TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331

TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002

TEL:06-6676-8172 FAX:06-6676-8173

TEL:0265-59-8070 FAX:0265-59-8077

アクタスウェビナー
動画配信はこちら



(参考:賃上げ促進税制まとめ)

対象法人	適用要件			控除額	
	賃上げ基準(ベース)	教育訓練費 (上乗せ1)	認定 (上乗せ2)	控除額	限度額
大企業	1. 雇用者給与等支給額 >前期の雇用者給与等支給額	-	-	給与等支給増加額 ×10～25%	
	2. 継続雇用者給与等支給額 ≥前期の継続雇用者給与等支給額× <u>103%</u> (※104%、105%、 <u>107%</u>)	教育訓練費≥前期の教育訓練費× <u>110%</u> かつ、雇用者給与支給額の <u>0.05%以上</u> ※要件クリアで控除率5% 上乗せ	-	給与等支給増加額 ×15～30%	
	※104%以上、控除率5% 上乗せ (15%) ※105%以上、控除率 10%上乗せ (20%) ※107%以上、控除率 15%上乗せ (25%)	-	プラチナくるみん認定 プラチナえるぼし認定 ※要件クリアで控除率5% 上乗せ	給与等支給増加額 ×15～30%	
		上乗せ要件1, 2をクリアした場合		給与等支給増加額 ×20～35%	
中堅企業		-	-	給与等支給増加額 ×10% (※25%)	法人税額 ×20%
	1. 雇用者給与等支給額 >前期の雇用者給与等支給額	教育訓練費≥前期の教育訓練費× <u>110%</u> かつ、雇用者給与支給額の <u>0.05%以上</u> ※要件クリアで控除率5% 上乗せ	-	給与等支給増加額 ×15% (※30%)	
	2. 継続雇用者給与等支給額 ≥前期の継続雇用者給与等支給額× <u>103%</u> (※104%以上)	-	プラチナくるみん認定 プラチナえるぼし認定 (3段階目) ※要件クリアで控除率5% 上乗せ	給与等支給増加額 ×15% (※30%)	
	※104%以上、控除率 15%上乗せ (25%)	上乗せ要件1, 2をクリアした場合		給与等支給増加額 ×20% (※35%)	
中小企業		-	-	給与等支給増加額 ×15% (※30%)	
	雇用者給与等支給額≥前期の雇用者給与等支給額 ×101.5% (※102.5%)	教育訓練費≥前期の教育訓練費× <u>105%</u> かつ、雇用者給与支給額の <u>0.05%以上</u> ※要件クリアで控除率 10%上乗せ	-	給与等支給増加額 ×25% (※40%)	
	※102.5%以上、控除率 15%上乗せ	-	プラチナくるみん認定 プラチナえるぼし認定 くるみん認定 えるぼし認定 (2段階目) ※要件クリアで控除率5% 上乗せ	給与等支給増加額 ×20% (※35%)	
		上乗せ要件1, 2をクリアした場合		給与等支給増加額 ×30% (※45%)	